

守れ9条!

こんにちは ! 日本共産党の

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2007年3月23日 50

〒319-1112

東海村村松 2401-2

oona_toukai@yahoo.co.jp

電話・fax029-284-0761

「大名みえ子です」は、今回で50号となりました。今回よりno.を入れることにしました

3月議会閉会しました

23日、3月議会はすべての議案審議を終え閉会いたしました。定例議会は毎年4回行われますが、3月の議会は予算議会とも言われ、村の翌1年間の方向を決める、ある意味で最も重要な議会となります。来年度の村の方向性として示された、住民税の増税、水道料金引き上げ、有料のごみ袋指定化、高齢者に新たな負担を課し、そのうえ医療の後退をもたらす後期高齢者医療制度創設にむけた動きなどについて、住民の立場で十分審査し、皆さんの声も反映させながらきちんと発言するなど今議会も真剣に取り組みました。

一般会計予算に“反対”しました—私の討論から

(反対討論について、今号と来号2回に分けて掲載致します)

日本共産党の大名美恵子です。議案第27号平成19年度東海村一般会計予算案について、会派を代表し、反対の立場から討論をいたします。

新年度予算をとりまく状況は、庶民増税と社会保障制度改悪、国による地域社会の破壊、雇用と労働条件の悪化、教育基本法改悪の先取りの動きなど、国の悪政から住民を守る「防波堤」としての役割を十分発揮するのか、それとも、国とともに悪政の推進者になるのかがきびしく問われる状況となっております。

こうした視点で新年度予算をみましたときに、住民生活を守る立場から認めることができない予算が6点あります。

1点は歳入で、個人村民税を前年度比355,802千円増を見込んでいる点です。今年度の増税に引き続き来年度は定率減税が全廃となり、住民にとってこのままではいっそうの大幅増税が課せられることとなります。住民の暮らしがますます脅かされることが必至なため認めることはできません。続いて歳出での5点です。

1点は、港湾負担金57,660千円の支出です。もともと十分な需要が見込まれないのに莫大な税金を投入する常陸那珂港建設には反対です。常陸那珂港は重要港湾との位置付けですが、本来その建設費用負担は、港湾法において国と港湾管理者がそれぞれその10分の5負担すると規定されています。今、村民生活支援の施策が最優先に必要とされるときに、不要不急の港湾建設のために、その上法的根拠のない負担金支出はやめるべきです。

2点は、ゴミ袋指定推進事業にかかる歳入50,353千円および歳出44,460千円です。現

在多くの村民が使用している市販のごみ袋の単価より約 7 割増に新たな住民負担が課せられることは問題です。また、事業の目的とする資源物の混入防止や、分別促進による焼却ゴミの減量化などの促進は、どの袋を使うかが問題なのではなく、住民が十分な話し合いや学習を積むことでこそ可能になると考えます。袋指定を義務づける意義は、住民への痛みの押しつけと、これによる新たなごみ関連事業のための財源捻出を図ることにあると考えざるを得ません。ゴミ袋については現状のままでも、十分目的を達成することが可能であると考えられるため袋指定化には反対です。

3 点は、公有財産購入費の緑地保全用地購入費 6,900 千円です。ここで問題があると感じるのは、緑地保全の振興策に対してではなく、その具体的計画を持たないまま、企業の申し出を受ける形で税金を投入するという土地購入のありかたについてです。財政運用にあたっては、目的がより具体的かつ明確であるべきです

4 点は、茨城県後期高齢者医療広域連合負担金 7,982 千円の支出です。後期高齢者医療制度は、高齢者自身に保険料負担が課せられることがまず大きな問題です。また年金受給が月 15,000 円以上の方については保険料徴収が年金からの天引きで行われるという強制力です。これは当該高齢者の約 8 割におよぶと推察され、高齢者への負担強化がおこなわれるものです。さらに、医療費が高まれば保険料の引き上げや医療内容が低下することもあり得るなど、高齢者医療の大幅後退が見込まれ高齢者の受診抑制と病状悪化が心配される制度なため認めることはできません。高齢者にはあたたかい医療制度であるべきです。この広域連合への負担金支出には反対です。

5 点は、今回の予算に金額で具体的に表れてはいませんが、副村長定数を二人とする考えには反対です。人口 35,900 人余の本村においては、定数 1 人での執行は十分可能であると考えます。

(続きは次号で)

須和間地区への産廃焼却施設設置問題 業者が県を「違法確認」で提訴

〔3月22日付け「茨城新聞」より〕

東海村須和間の工場跡地に計画されている産業廃棄物処理施設の建設をめぐり、書類上の不備がないのに一年以上にわたり許可、不許可いずれの処分も出さないのは県の不作為に当たるとして、同村内の業者が 21 日までに、県を相手に違法確認を求める訴訟を水戸地裁に起こした。業者側代理人は「申請書類に問題はなく、早期に許可処分を決定してもらいたい」と話した。県廃棄物対策課は「適切に対応したい」としている。

訴状などによると、業者側は 2005 年 9 月 30 日付で施設設置を申請した。県は 06 年 1 月 31 日までに、廃棄物処理法に基づく告示や専門委員会への意見聴取など、処分の前提となる手続きをすべて済ませたにもかかわらず、現在も処分を示していない。一年以上にわたり処分結果を出さないのは県の不作為に当たり、違法性は明らか - と主張している。(中略) 建設予定地近くに住む男性は「すぐ近くに田んぼもあるので、施設から汚染物質が出ないか不安だ」と話した。